

全国大家の会 賛助会員登録申請書

一般社団法人 全国大家の会 御中
裏面記載の会員規約を熟読し、同意の上登録申請いたします。

一般社団法人 全国大家の会
愛知県名古屋港区明正1-227 プラザパル2階

申請日 20 年 月 日

■申請者記入欄 ※太枠は全てご記入ください

企業情報	フリガナ							印
	会社名							
	フリガナ							
	代表者							
	本社住所	〒	—					
	電話番号	—	—	FAX番号	—	—		
	設立	西暦	年	月	資本金	万円		
	従業員数	人		拠点数	拠点			
	業績	直近年度の実績	売上	経常利益				
事業内容								
営業担当者情報	フリガナ				所属部署			
	営業担当							
	住所	〒	—					
	<small>※請求書・会報誌等送付先</small>							
連絡先	—	—	FAX	—	—			
メールアドレス	@							
商品情報	登録商品名①			概要説明				
	登録商品名②			概要説明				
	登録商品名③			概要説明				

■初期費用

入会金	100,000円（税別）	年会費	120,000円（税別）
-----	--------------	-----	--------------

※①入会金・年会費は、登録商品がWEBに掲載された翌月末に一括でのお支払となります。②契約期間については、WEB掲載月の翌月1日から1年間となります。③3商品まで掲載いただくことができます。

■本部記入欄

《特記事項》

承認	審査	担当者
/	/	/

賛助会員規約

第1条(適用範囲)

この規約は、一般社団法人全国大家の会(以下「当会」という)が、商品・サービスを当会に登録された賃貸家主(以下総称して「メンバー」という)に提供する企業(以下「賛助会員」という)に適用される。

第2条(審査基準)

賛助会員とは、次の基準を満たし、当会の審査に基づき承認された者とする。賛助会員は、審査に当たり登記簿謄本を提出し、また、必要に応じて決算書(3期分)を提出しなければならない。

- (1) メンバーの経営に役立つ商品・サービスを継続的に提供できること。
- (2) 債務超過に陥っていないこと、信用状態が健全であること。
- (3) 過去6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにする等支払停止条件の状態に陥っていないこと。
- (4) 過去5年間の業務経歴において法令違反等により処分を受けていないこと。
- (5) 設立1年未満の会社については設立準備金、資本金が当会の基準を満たし、且つ、関連企業の信用状況が上記基準を満たしていること。

第3条(入会金及び年会費)

- 1 賛助会員の入会金は100,000円(税別)とする。
- 2 賛助会員の年会費は120,000円(税別)とする。
- 3 賛助会員が途中退会した場合などいかなる際も入会金及び年会費を返金しないものとする。

第4条(支払方法)

- 1 賛助会員は、入会金及び前条第2項に定める年会費について、承認された月の翌月末日までに支払うものとする。
- 2 賛助会員は、前項の金員を当会の指定する銀行口座へ振り込むものとする。本条の振込みにかかる手数料はすべて賛助会員の負担とする。

第5条(有効期間)

- 1 賛助会員の資格保持期間は、承認された日の属する月の翌月1日から満1年間とする。
- 2 賛助会員は、次年度以降の更新については、会員資格有効期間満了日の1ヶ月前までに更新手続きを行い、第3条第2項に定める年会費を満了日の月末までに支払うものとする。なお、当該更新に係る資格保持期間は、前項の有効期間満了日の翌日から満1年間とする。

第6条(賛助会員の権利)

- 1 賛助会員は、当会が運営するホームページ等へ商品及びサービス内容の掲載を行うことができる。
- 2 賛助会員は、当会及び当会が提携する各エリアの家主の会が主催するセミナー等に参加し、参加した会員に商品説明や営業活動を行うことができる。
- 3 賛助会員は、当会が運営するホームページ、当会が発行する会報誌等、当会が発行する媒体を通じてメンバーに広告宣伝活動を行うことができる。

第7条(賛助会員の義務)

- 1 賛助会員は、メンバーからの問合せに対して真摯に対応するものとする。
- 2 賛助会員は当会に対して、メンバーへの販売事例等の有益な情報を定期的に報告するものとする。
- 3 賛助会員は、当会の指定するものに対し、メンバーからの売上実績を毎月月末で締め、翌月20日までに報告するものとする。
- 4 賛助会員は、取得したメンバーの個人情報について、善良なる管理者の責任において厳重に保管・管理し、第三者に漏洩してはならない。

第8条(販売手数料)

賛助会員は、提供する商品・サービスが当会への卸販売でない場合、メンバーへの販売実績に応じて、別途締結する「手数料支払いに関する契約書」で取り決めた販売手数料を当会に支払うものとする。但し、賛助会員が弁護士事務所等の土業の場合で手数料の支払いが当該職種の諸規定や関連法律に抵触する恐れがある場合は、本条は適用されないものとする。

第9条(禁止行為)

- 1 賛助会員は、取得したメンバー情報を当会の承諾なくDM、FAX、Eメール、TEL等を通じた一方的かつ無差別な販促行為を行ってはならない。
- 2 賛助会員は、メンバーに不快感、不信感を与える行為を行ってはならない。

第10条(個別契約)

- 1 賛助会員は、原則メンバーと個別契約を締結し取引を行う。個別契約の様式は賛助会員の様式とする。
- 2 賛助会員は、加盟時に提示した価格、取引条件にもとづいて個別契約を行うものとする。但し、当該内容に変更が生じる場合は、当会に対し事前に承諾を取るものとする。
- 3 メンバーと個別取引が発生した場合は、賛助会員が自らの責任において、信義誠実の原則に従って業務を遂行するものとする。万が一、紛争・トラブルが発生した場合は、賛助会員が全責任をもってこれに対応し、当会に速やかに報告し対応策を講じるものとする。

第11条(秘密保持)

賛助会員は、本会の入会及び活動上知り得たメンバー及びその関連する情報を、賛助会員資格保有期間中はもとより退会後も他に漏洩してはならない。

第12条(退会)

- 1 賛助会員は、退会しようとする日の1ヶ月前までに、退会する旨を書面にして提出しなければならない。
- 2 賛助会員は、退会した以降、取得したメンバー情報を基にした営業活動をしてはならない。

第13条(会員資格の取消)

賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、賛助会員資格を取り消すものとする。なお、当会はその旨を会員に通知するものとする。

- (1) 入会金又は年会費を3ヶ月以上納入しなかったとき。
- (2) 本規約に違反したとき。
- (3) 監督官庁より営業取消、業務停止命令又は各種の行政処分を受けたとき。
- (4) 公序良俗や社会規範に反する行為をしたとき。
- (5) 廃業もしくは解散又は他の法人に合併されたとき。
- (6) 自社、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社が、総会屋、暴力団、暴力団関係企業及びそれらの構成員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力、関与していることが判明したとき。
- (7) 上記以外でも賛助会員の行為が著しく本会の趣旨・目的に違反し、損害や名誉を毀損したとき。

第14条(期限の利益の喪失)

賛助会員は、前条各号に該当する事由が生じたときは、当会に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。

第15条(損害賠償)

賛助会員の故意又は過失により、当会に重大な被害を与えた場合、賛助会員は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償の責を負わなければならない。

第16条(免責)

天変地異やデータセンターのトラブルなど不可抗力による業務の停止に対して当会はシステムの復旧に努めるが、それが起因して賛助会員に生じた損害については一切の責任を負わないものとする。

第17条(協議事項)

本規約に定めのない事項については、または本規約の解釈について当会と賛助会員との間で疑義が生じたときは、お互いに誠意をもって協議する。

第18条(合意管轄)

本規約に関して当会と賛助会員との間で紛争が生じ、前条による協議が整わない場合、当会が指定する地方裁判所を合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

制定日:2021年7月1日